

## 第2部 海洋に関して講じた施策

ここでは、海洋基本計画第2部に取り上げられた、政府が総合的かつ計画的に講ずべき12の基本的施策について、平成20年度以降に実施した施策をそれぞれ記述します。

### 1 海洋資源の開発及び利用の推進

#### (1) 水産資源の保存管理

- 水産資源評価・予測の精度の更なる向上を図るため、漁獲可能量（TAC）制度・漁獲努力可能量（TAE）制度の対象魚種等について資源調査を実施するとともに、海洋環境の変動による水産資源への影響調査や資源変動予測技術の開発・活用を行いました。また、緊急に資源回復が必要な魚種等に着目した資源回復計画の作成及び円滑な実施を引き続き推進するとともに、資源回復を経営の改善に結び付ける観点から、資源の合理的利用方策の検討を支援しました。
- 周辺国・地域との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた資源管理を推進しました。特に、韓国及び中国の漁船の我が国周辺水域における漁獲割当量、許可隻数を決定し、その遵守を徹底するとともに、暫定水域等を含め、適切な資源管理を推進しました。
- 関係省庁間及び都道府県との連携を強化して、効果的・効率的な漁船の監視・取締りを行いました。
- 水産資源の増大を図るため、排他的経済水域において国が漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業の本格的な実施とともに、藻場・干潟の造成・保全や資源管理及びつくり育てる漁業と連携した漁場環境の整備を推進しました。また、磯焼け対策ガイドラインの普及を進めるほか、厳しい生育環境におけるサンゴの増養殖技術開発を行いました。
- 漁業者が中心となって行う藻場・干潟の維持管理等の環境・生態系保全活動に関する支援手法を検討するための調査・実証事業を実施しました。

#### (2) エネルギー・鉱物資源の開発の推進

- 石油・天然ガスに関しては、国内石油天然ガス基礎調査として三次元物理探査船「資源」等を用いて、沖縄から北海道までの我が国周辺海域において、二次元物理探査合計9,100キロメートル、三次元物理探査合計3,800平方キロメートルのデータを取得しました。
- メタンハイドレートに関しては、平成20年3月、カナダとの共同研究により、カ

- ナダのマッケンジーデルタにおいて、世界で初めて減圧法により6日間のメタンガス連続生産に成功した成果など、平成13年度から取り組んできたフェーズ1(平成13~20年度)の研究成果を取りまとめるとともに、技術評価を実施しました。
- 海底熱水鉱床に関しては、伊豆・小笠原海域及び沖縄海域において、海洋環境基礎調査を実施するとともに、環境影響評価分野、資源開発技術分野及び製錬技術分野において基礎的な調査研究と国内外の動向調査等を実施しました。
  - コバルトリッチクラストに関しては、深海底鉱物資源探査専用船「第2白嶺丸」を用いて、南鳥島周辺の海域において、賦存状況調査を実施するとともに、海洋環境調査等を実施しました。
  - 洋上風力発電に関しては、着底式の実証研究に向けて6社・グループを選定し、可能性調査及び評価を実施しました。その他の海洋エネルギー利用(波力発電、潮汐発電等)に関しては、国内及び海外の動向について現状調査を実施しました。

## 2 海洋環境の保全等

### (1) 生物多様性の確保等のための取組

- アホウドリ、ウミガラス等海鳥の保護増殖事業を実施するとともに、海鳥の集団繁殖地等の鳥獣保護区の指定・管理を適切に実施しました。特に、アホウドリに関しては、伊豆諸島鳥島から小笠原諸島鴛島にヒナを移送して飼育し、新たな繁殖地の形成を目指す事業を行いました。
- 多様な魚介類等が生息し、人々がその恩恵を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな「里海」の創生に向けた地域の動きを支援するための「里海づくりマニュアル」策定に向けて、専門家から成る策定委員会を設置し、検討を行いました。
- サンゴ礁の保全・再生を総合的かつ効果的に推進するための「サンゴ礁保全行動計画」の策定に向けて、サンゴ礁生態系の価値評価や保全に係る課題等について検討を行いました。また、東アジアを中心とした地域における重要サンゴ礁ネットワーク戦略の策定に向けて、「国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議/第4回ICRI東アジア地域会合」を東京で開催し、平成22年までの同戦略策定に向けた作業計画を策定しました。
- 自然公園法及び自然環境保全法が平成21年第171回国会において改正され、国立・国定公園や自然環境保全地域の海域について、海中から陸域まで連続した海域景観や自然環境の保全を図るため、従来の海中景観等を保全対象とした「海中公園地区」・「海中特別地区」制度から、海上の景観等を含めた「海域公園地区」・「海域特別地区」制度が新たに設けられ、動力船の使用規制や利用調整地区制度による利用の適正化など海域における保全施策の充実が図られることになりました。
- 海洋保護区に関する国際動向、海域における生物多様性の確保に係る現状等につ

いての調査を実施し、海域の生物多様性の確保や自然景観の保全等のための海洋保護区の設定に向けた論点の整理を行いました。また、重要な海域の抽出に必要な海洋環境のデータを収集するため、海洋生物・生態系等に関する既存情報の収集整理を行いました。

## (2) 環境負荷の低減のための取組

○環境基準の設定されている海域全体の水質は、有機汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量（COD）で見るとほぼ横ばいで推移しています。また、代表的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び大阪湾においては、依然としてCODの環境基準達成率が70%を下回る状況にあります。このような中、水環境改善のため、特に次の取組を進めました。

- ・人口、産業等が集中し排水の規制のみでは環境基準の確保が困難な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾、瀬戸内海を対象に、陸域からの汚濁負荷の総量を削減する水質総量削減が実施されています。平成20年度には、平成21年度を目標年度とする第6次総量削減計画に基づく対策を進めたほか、これら海域ごとの利用目的に応じた水質等の目標とそこに至るまでの道筋を明らかにする「閉鎖性海域中長期ビジョン」の作成のための調査を実施するとともに、第7次水質総量削減のあり方について検討を開始しました。
- ・閉鎖性水域の水環境改善のため、流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進めたほか、富栄養化の原因である窒素・りん等を除去する下水道の高度処理を推進しました。また合流式下水道については、中小都市では平成25年度末、大都市では平成35年度末までに改善対策を完了させるべく、改善を進めました。
- ・人の健康や水生生物を保全するための環境基準の改訂に向け、人の健康の保全に関する環境基準の見直しに係る検討や、水生生物に対する化学物質等の毒性などの知見の収集を行いました。

○近年、その深刻化が指摘されている漂流・漂着ゴミ問題については、特に次の取組を進めました。

- ・被害が著しいモデル地域を対象に詳細な調査を実施し、漂流・漂着ゴミの実態を把握するとともに、地域の実情に応じた効率的かつ効果的な回収・処理方法や今後の対策のあり方の検討を行いました。
- ・災害はもとより災害に起因しない漂着ごみを市町村が処理した場合に「災害等廃棄物処理事業費補助金」により支援を行うとともに、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して、一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充しました。
- ・外国由来のゴミが大量に集積している海岸を重点海岸として選定した上で、緊急的にクリーンアップ事業を実施し、海岸の環境保全を通じた地域活性化を進めています。

- ・漁網、発泡スチロール製のフロート等について、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発を推進するとともに、漁業活動中の漂着物の回収に対する支援を行いました。
  - ・北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の下で、ワークショップ等の開催や、一般市民への普及啓発を目的とした国際海岸クリーンアップキャンペーンを実施しました。また、廃ポリタンク等の大量漂着については、二国間又は多国間の会議において、関係各国に対し原因究明や適正な廃棄物管理の申し入れを行いました。
- 国際海事機関（IMO）における危険化学薬品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則の内容の変更に伴い、海洋環境の保全の見地から有害である物質の見直しを行うため、海洋汚染防止法施行令の一部改正を行いました。
- 油や有害液体物質の流出による災害に対応するため、沿岸海域に係る環境情報の整備、油防除・油回収資機材の整備等、対応能力の向上を図りました。

### （3）海洋環境保全のための継続的な調査・研究の推進

- 全国各地に観測拠点を設定し、様々なタイプの生態系を長期的にモニタリングする「重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）」において、干潟、藻場、サンゴ礁等の海域生態系に関してモニタリング項目を設定し、一部サイトで調査を実施しました。
- NOWPAP等の国際的な枠組みを活用し、人工衛星によるリモートセンシング技術を活用した環境モニタリング手法の確立を通じて、日本海の海洋環境の現状把握に努めました。
- 水質総量削減の効果を把握するため、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の陸域から発生するCOD、窒素、りんを把握するとともに、これら海域における水質調査を実施しました。
- 陸域からの汚染及び廃棄物の投入処分に由来する汚染による水質・底質への影響や海洋生物に蓄積される汚染物質の濃度等について調査することにより、海洋の汚染状況の把握に努めました。
- 海洋における二酸化炭素の吸収・放出量を全球規模で把握するため、小型漂流ブイに搭載可能な二酸化炭素分圧センサーの研究開発を実施しました。また、海洋研究開発機構では、海洋地球研究船「みらい」等により、急激な環境変化が起きている北極海での水温・塩分・生物地球化学データ等を取得し、これらのデータを用い、海水減少に伴う太平洋側北極海の生物活動の増加に関する研究等を実施しました。

## 3 排他的経済水域等の開発等の推進

## (1) 排他的経済水域等における開発等の円滑な推進

- 日中両政府は、平成20年6月18日、東シナ海を平和・協力・友好の海とするとの首脳間における共通認識を具現化する第一歩として、双方の法的立場を損なわないことを前提に①東シナ海の北部における共同開発、②白樺（中国名：「春暁」）の現有のガス田における開発への日本法人の参加を主な内容とする日中両国間の合意を発表しました。
- 国連海洋法条約に基づき200海里を超える海域に大陸棚を設定するため、平成16年から関係省庁が連携して推進していた大陸棚調査を平成20年6月に完了させ、その成果に基づき同年10月総合海洋政策本部で延長する大陸棚の範囲を決定し、同年11月に「大陸棚の限界に関する委員会」に延長に関する情報を提出して、平成21年3月の同委員会会合で口頭説明を行いました（トピックス(1)－④参照）。
- 外国船による我が国排他的経済水域等における科学的調査・資源探査について、平成20年2月8日、関係閣僚から成る法制チームにおいて、「法制化を行う場合を想定し、諸課題について今後検討。」していくこととされました。この方針に基づき、現在、法制化を行う場合を想定した諸課題について、具体的に検討を行っているところです。

## (2) 海洋資源の計画的な開発等の推進

- 水産資源について、資源の状況等を踏まえ、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」を見直し、漁獲可能量(TAC)の設定・配分、漁獲努力可能量(TAE)の設定等保存・管理を計画的に推進しました。また、「海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針」に基づき、新漁場における漁業生産の企業化の推進等に取り組みました。
- 「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」（トピックス(1)－⑤参照）に関して、総合資源エネルギー調査会の石油分科会及び鉱業分科会において審議が行われ、パブリックコメントを経て、同調査会から経済産業大臣に平成21年3月答申がなされました。その後、経済産業大臣から総合海洋政策本部に報告がなされ、同年3月24日、同計画が同本部で了承されました。

## 4 海上輸送の確保

### (1) 外航海運業における国際競争力並びに日本籍船及び日本人船員の確保

- 安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶及び船員の確保等を計画的に行う必要があることから、船舶運航事業者等による日本船舶・船員確保計画の作成、必要な課税の特例等の支援措置を講ずるため、第169回国会において海上運送法及び船員法の一部を改正する法律が成立しました。これに基づき、国土交通大臣

は平成20年7月31日に日本船舶の確保・船員の育成及び確保に関する基本方針を策定するとともに、日本船舶・船員確保計画の認定申請を行った外航船舶運航事業者10社について平成21年3月24日に認定しました（トピックス(1)－①参照）。

## （２）船員等の育成・確保

- 平成20年4月に、ポータルサイト「海の仕事.com」を開設し、青少年や教育者、保護者に海運業、造船業など海の仕事についての情報提供を開始しました。また、地方の政府出先機関が地元市町村等と連携しての副教材づくりや出前講座の実施などの地道な取組も進められています。
- グループ化を通じた船員の確保・育成の促進、船員志望者の裾野拡大等を図るための資格取得促進、退職自衛官や女子船員等の新たな船員供給源からの船員の育成・確保に取り組む事業者に対する助成金の支給、海事産業が集積した特定の地域における活動の一部を国の直轄事業として実施する「海のまちづくり」等、船員確保育成等総合対策事業を開始しました。
- 船員の労働環境の向上等を目的として国際労働機関（ILO）で採択された「海事労働条約（仮称）」の締結の可能性も含めて検討を行っており、その一部である時間外労働の抑制、休息及び健康の確保等の措置について船員法の一部を改正し国内法として取り入れました。また、同条約を締結した場合には、その適切な執行にいかなる体制が必要か等について検討を進めています。
- 独立行政法人航海訓練所の練習船によってのみ実施されていた商船系大学及び商船高等専門学校に在籍する学生に対する1年間の乗船実習のうち後半6か月について、トン数標準税制の適用を受ける外航事業者が運航する船舶を練習船として実施する「社船実習」が、平成21年度から開始されました。

## （３）海上輸送拠点の整備

- 港湾が国際競争力を備えた活力ある経済社会の構築や、国民生活の安定等に貢献していくため、平成20年12月24日に国の港湾行政の指針となる「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」を改正しました。
- 平成20年12月、増大する外貿コンテナ貨物に対応するため名古屋港に国際コンテナ輸送の利便性及び効率性に優れた大規模・大水深の高規格コンテナターミナルが完成し、高効率なターミナルの運営実現により、更なる港湾サービスの向上が図られました。
- 港湾の利用に関わる様々な手続きの申請窓口が平成20年10月に、シングルウィンドウ（府省共通ポータル）により統一化され、利便性等サービスの向上が実現されました。

## （４）海上輸送の質の向上

- 主に途上国で実施されている船舶の解体に関わる労働安全と環境保全レベルの

向上を目的として、船舶と解体現場におけるアスベストやPCB等の有害物質の制限等を行う新たな条約について国際海事機関（IMO）において我が国が主導して策定作業を進めてきました。新条約案は、平成21年5月に香港で開催された条約採択会議において「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約（仮称）」として採択されました。

- 平成16年に採択された「船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（仮称）」は、現在のところ未発効ですが、条約発効に備え、平成20年1月より条約規定に準じたバラスト水管理システムの事前承認制度の運用を開始しました。

## 5 海洋の安全の確保

### （1）海洋における秩序の維持等の取組

- 我が国の領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともに不審な行動を抑止し、領海等の安全を確保するため、「領海等における外国船舶の航行に関する法律」（平成20年7月1日施行）を制定しました（トピックス（1）－②参照）。
- 効果的かつ機動的な対応を強化するため、巡視船艇、艦艇、航空機等の緊急的かつ計画的な代替整備を実施しています。また、巡視艇の複数クルー制を平成19年年度に導入した34部署に加え、平成20年度は29部署に導入するなど、緊急出動体制の整備等の体制強化を推進しています。
- ソマリア沖・アデン湾において海賊行為が急増・多発したことから、国連安全保障理事会において平成20年度中に4度にわたり決議が採択されました。我が国は、これら決議のうち3つの決議について共同提案国となるとともに、同決議により開催された各種関係国協議に参画するなど、当該海賊行為への対処に関する国際的な連携の強化に積極的に対応しています。
- 国連海洋法条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、平成21年3月13日に「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案」を第171回国会に提出し、6月19日に成立（7月24日施行）しました。
- 平成21年2月20日に呉港沖において、海上自衛隊及び海上保安庁の円滑かつ緊密な連携を図るため、初の海賊対策に係る共同訓練を実施しました。
- ソマリア周辺海域における海賊事案の急増・多発が、我が国国民の生命及び財産並びに海上交通の安全に対する深刻な脅威となっている現状にかんがみ、当面の応急措置として、平成21年3月13日に防衛大臣が海上における警備行動を発令して、ソマリア沖・アデン湾において3月30日から護衛艦2隻が日本関係船舶の護衛任務を、6月11日からP-3C哨戒機2機がジブチ共和国を拠点にアデン湾における警戒監視等の任務飛行を開始しました（トピックス（1）－⑥参照）。

- 海上交通の要衝であるマラッカ・シンガポール海峡等を含む海上輸送路の安全を確保するため、東南アジア諸国へ巡視船・航空機を派遣し、連携訓練等を通じて沿岸国海上保安機関に対する人材支援、技術供与等を行っています。
- 平成20年9月12日から19日にニュージーランドで開催された拡散に対する安全保障構想（PSI）海上阻止訓練に関係府省職員及びP-3C哨戒機2機が参加しました。
- 港湾における保安の確保と物流の効率性向上との両立を適切に図ることを目的とし、国際コンテナターミナルへの人の出入りを円滑かつ確実に行うシステム構築に向けた取組を推進するため、平成20年6月に港湾法を一部改正したほか基幹的なシステムの設計・開発を行いました。

## （2）海上交通の安全に関する取組

- 海難の発生を未然に防止するため、船舶自動識別装置について、平成20年7月に搭載義務船舶への搭載を、平成20年度中には陸上施設の整備も完了し、本格運用が開始されました。これらの状況等を踏まえ、危険防止のための航行援助の充実や海域特性に応じた新たな航法等を内容とする、「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案」を第171回国会に提出し、平成21年6月26日に成立しました。今後、1年以内に施行することになります。また、船舶の高速化等海上交通環境の変化に対応し、船舶航行の安全を確保するため、船舶自動識別装置を活用した次世代型航行支援システム整備といった航路標識の改良・改修を964箇所を実施しました。さらに、平成20年度をもって、海上に設置している灯浮標等の光源部をすべてLED（発光ダイオード）化し視認性を向上させています。
- 平成20年9月に独立行政法人海上技術安全研究所に海難事故解析センターが開設され、事故に関して高度な専門的分析を行うとともに重大海難事故発生時の迅速な情報分析・情報発信を行う体制となりました。
- 海上交通の要衝であるマラッカ・シンガポール海峡において、沿岸国及び利用国等の協力の枠組みである「協力メカニズム」に参加し、航行援助施設の維持管理等への支援要請プロジェクトに協力しています。
- 乗船者の安全対策として、自己救命策確保キャンペーンを実施してライフジャケットの常時着用等の普及・啓発に努めています。

## （3）海洋由来の自然災害への対策

- 津波、高潮等の海洋に由来する自然災害に対応するため、海岸保全施設の新設等を推進するとともに、平成20年度に「海岸堤防等老朽化対策緊急事業」を創設し、海岸堤防、護岸等に係る老朽化調査、計画策定、対策工事を一体的に実施することとしました。また、高潮、飛砂、強風等の被害を防止し、近接する人家、農地などを保全するため、海岸林等の適切な管理、整備及び保全を実施しました。
- 海域での地震観測の強化、沖合での津波観測等のため、東海・東南海想定震源域周辺に新たにケーブル式海底地震計を整備し、データの運用を開始しました。ま



た、GPS波浪計について、平成21年3月、新たに6基の観測データの公表を開始し、合計8基の観測結果を津波情報等に活用しています。

- 気象予報・防災情報の精度向上のための技術開発を進め、平成21年4月から台風進路予報の予報期間を従来の3日先から5日先に延長しました。また、同年21年5月に高潮予測モデルを高解像度化しました。
- 大規模自然災害に対して迅速に対応するため、平成20年4月に緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の創設が決定され、各関係部局に設置されました。
- 平成20年2月24日に発生した高波により被害を受けた富山県下新川海岸、伏木富山港等の海岸保全施設や港湾施設の被害について、災害復旧事業及び再度災害防止対策を実施しました。
- 大規模地震発生時等において海上輸送を確保するため、耐震強化岸壁、基幹的広域防災拠点等の整備を推進しました。また、平成20年6月に川崎港東扇島地区において、基幹的広域防災拠点の供用を開始しました。
- 東海・東南海・南海地震の発生メカニズム解明のため、当該想定震源域における海底稠密地震・津波・地殻変動観測等を開始しました。また、「ちきゅう」が掘削した深海底の孔内における計測のため、センサー等の技術開発に着手しました。
- 地球温暖化による海面上昇等の可能性を踏まえた今後の海岸保全施設等のあり方について、平成20年6月に社会資本整備審議会において答申されました。また、地球温暖化に起因する気候変動等に伴う沿岸域における海象条件の変化や災害リスクの増大等に対応するための港湾政策のあり方について、平成21年3月に交通政策審議会において答申されました。

## 6 海洋調査の推進

- 国連海洋法条約に基づき 200 海里を超えて大陸棚を設定するための調査は、文部科学省、経済産業省、海上保安庁等の連携により、平成 20 年 6 月に調査が完了しました。本調査の成果は、同年 11 月に同条約に基づき設置された「大陸棚の限界に関する委員会」へ提出した資料に活用されています。また、本調査により、日向灘への海山の沈み込みの様相が初めて明らかになるなど、新たな地形が数多く発見され、防災や地球科学の発展に大きく貢献しています。
- 海上保安庁により平成 12 年から実施されている海底地殻変動観測について、平成 17 年 8 月に宮城県沖の海洋プレート境界で発生した地震による地殻のひずみの解消から、再びひずみの蓄積が開始されるまでの移行過程を海底の動きとして捉えることに世界で初めて成功しました。このようなデータが充実していくことで、海溝型巨大地震の発生する領域や規模の予測精度の向上につながることを期待されています。
- 海上保安庁により平成 18 年から平成 20 年にかけて実施されていた九州南方にあ

る約 7300 年前の大噴火により形成された「鬼界カルデラ」の形状、地磁気・重力分布が明らかとなりました。これら調査により得られた情報は、火山噴火予知のための貴重な基礎資料として活用されています。

- 平成 19 年度に資源エネルギー庁に導入された三次元物理探査船「資源」等を活用し、我が国周辺海域における石油・天然ガス資源の賦存情報の収集を目的とした物理探査を実施しました。具体的には、道央南方～三陸沖海域、三陸沖海域、小笠原北部海域、大和海盆海域、佐渡西方海域、沖縄～宮古島海域、宮崎沖海域の 7 海域で、このうち道央南方～三陸沖海域、三陸沖海域については、調査結果がまとまりました。
- その他政府関係諸機関により、水産資源管理、海底資源開発、地球温暖化対策、生物多様性の確保、海上交通の安全、海底地震対策等各種の行政分野に応じて、海洋調査が実施されています。
- 平成 20 年 6 月の総合海洋政策本部境界海域チームにおける海洋管理に必要な海底地形及び低潮線の調査に関する今後の進め方を決定するとともに、これに基づき、政府関係諸機関による各種の海洋調査をより一層効果的・効率的に行うことができるよう、海洋調査に関する計画について、調査機関間での情報の共有を図り必要に応じ調整を図ることを目的とした連絡会議を設置しました。また、海上保安庁により、我が国の領海・排他的経済水域における基礎情報の収集・整備のため、低潮線、海底地形等の重点的な調査が開始されました。
- 平成 20 年 6 月の総合海洋政策本部境界海域チームにおける海洋情報の一元的管理・提供の取組に関する今後の進め方に基づき、関係府省連携による体制を整えた上で、海上保安庁において政府関係諸機関に分散している情報の利用を容易にするためのクリアリングハウスを整備することとし、平成 21 年度末運用開始を目指し、システム設計、運用調整等を行っていくこととしました。なお、この取組に先立ち、内閣官房総合海洋政策本部事務局のホームページにおいて、「海洋情報のリンク集」を設置し、関係府省の発信する海洋情報につき一望できるよう工夫を行いました。

## 7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

- 競争的資金の充実、人材育成・確保、イノベーションの創出等を含め政府全体の科学技術関係経費の増額を図るとともに、第 3 期科学技術基本計画において国家基幹技術として推進されている「海洋地球観測探査システム」をはじめとした政策課題対応型研究開発を推進しました。特に、海底熱水鉱床やコバルトリッチクラストといった海洋鉱物資源を広域かつ効率的に探査するためのセンサー等の技術開発を実施する「海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム」、近い将来その発生が懸念されている「東海・東南海・南海地震の連動性評価研究」、

太平洋西部及びインド洋における海洋変動の情報提供を新たに開始することを狙いとした「異常気象に対応するための海洋変動監視装置の整備及び情報の提供」などの取組を新たに開始するなど重点的かつ計画的に推進しました。

- 国家基幹技術である「海洋地球観測探査システム」については、各種要素技術開発が進められている状況にあります。また、地球内部構造、巨大地震発生メカニズム、地下生物圏などの解明を目的として調査を行っている地球深部探査船「ちきゅう」については、平成19年9月より統合国際深海掘削計画（IODP）の一環として南海トラフにおける地震発生帯の科学掘削を実施したほか、メタンハイドレートの生成過程の解明などを考える上で極めて重要である古細菌が海底下に大量かつ優占的に生息していることを世界で初めて明らかにしました。なお、平成20年3月の中間検査時に判明した推進器の故障については、平成21年2月にその修理を完了し、同年5月より紀伊半島沖における科学掘削を再開しました。
- 第3期科学技術基本計画において戦略重点科学技術として位置付けられている外洋上プラットフォーム研究開発については、安全性・経済性・環境影響の適切なバランスを図る設計技術の開発を推進するとともに、利活用に関する調査を行い、プラットフォームの試設計に必要となるデータベース構築等を実施しています。
- 政府関係諸研究機関における研究開発の取組の結果、産卵海域で成熟したウナギの捕獲に世界で初めて成功（トピックス（2）－②参照）するなどの成果をはじめ、顕著な成果をあげています。平成20年度において得られた主な成果について、参考図表4のとおりまとめました。
- 文部科学省科学技術・学術審議会海洋開発分科会において、規模が大きく新規性の高い施策を対象に事前評価を行うため、海洋科学技術委員会を設置し、「地震・津波観測監視システム」の事前評価を行いました。同施策は、平成21年度予算において総合科学技術会議において社会還元加速プロジェクトとして位置付けられ、最重要政策課題として重点化されています。
- 海洋基本法の制定を契機に各種団体から提案された研究開発プロジェクトの構想について、その実現可能性等について評価・分析を行うため、評価の専門家、海洋の専門家等により構成される検討会を設けました。

## 8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

- 安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶及び船員の確保等を計画的に行う必要があることから、船舶運航事業者等による日本船舶・船員確保計画の作成、必要な課税の特例等の支援措置を講ずるため、第169回国会において海上運送法及び船員法の一部を改正する法律が成立しました。これに基づき、国土交通大臣は平成20年7月31日に日本船舶の確保・船員の育成及び確保に関する基本方針を

策定するとともに、日本船舶・船員確保計画の認定申請を行った外航船舶運航事業者10社について平成21年3月24日に認定しました。

- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度を活用して、優れた環境性能と高い経済性を有するスーパーエコシップ（SES）の導入を支援しました。
- 将来にわたって漁船漁業を担う経営体を育成するため、収益性重視の操業・生産体制の導入や省エネ・省人型の代船取得等による経営転換を促進しました。
- 水産物産地市場の統合及び経営の合理化に関する方針の見直しを行い、産地市場の統廃合、買受人の新規参入等の産地における取り組みを促進しました。また、相当程度の規模の産地市場を有する地域を対象として、水産物の規格や価格の安定化のための取組を支援するとともに、高度な衛生管理に対応した流通施設の重点的整備等を促進しました。
- 水産業における省エネルギー技術、増養殖の高度化に資するためのクロマグロ人工種苗生産技術、水産バイオマスから有用成分を抽出する技術、海藻からバイオエタノールを生産するために必要な技術等の開発等を推進しました。
- 民間で行われる高度船舶技術の研究開発・実用化を促進するため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による助成を行いました。
- 漁船の設備基準について、居住環境や作業環境の改善、安全性向上を図るための見直しを行いました。
- 漁業への就業希望者に対する、求人・求職等の情報の提供、就業支援フェアの開催、現場での長期研修等を推進するとともに、他産業において習得した経験や技術を活用し漁業で起業する事業者を支援しました。
- 専門知識を有する将来の人材を育成するため、水産高校等と地域の漁業・水産業界が協働で推進する、生徒の漁業・加工会社等での実習等の取組を支援しました。
- 船舶の実海域での燃費性能を設計段階で評価できる指標を3年以内に確立することを目指し、その初年度として、開発した指標の有効性・信頼性の検証を目的として、実際に運航する船舶に各種計測装置を取り付け、波浪などの気象・海象の状態や速力などの計測及び解析を行いました。
- 「中小企業地域資源活用プログラム」を推進し、地域資源を活用して、付加価値の高い商品・サービスを開発しその市場化に取り組む中小企業を総合的に支援するとともに、新たに、農林水産業と商工業等の連携による地域経済の活性化の取組を推進しました。
- 豊富な魚介類の提供や漁業活動の体験等の海洋資源を活かした漁村等の地域活性化の取組を支援しました。
- 直近（平成12年）の産業連関表を用いた海洋産業の産業規模・雇用規模等を把握するための調査を実施しました。本調査により、平成12年における我が国の海洋産業の産業規模は国内生産額で約16.5兆円、従業者数で約101.5万人と算出されました。

## 9 沿岸域の総合的管理

### (1) 陸域と一体的に行う沿岸域管理

○陸域から海域への土砂供給の減少や沿岸構造物による沿岸漂砂の流れの変化等により生じる海岸侵食等に対応するため、総合的な土砂管理の取組を推進しています。

平成20年度には、天竜川からの供給土砂量の減少等により海岸線が後退している問題に対して、上流域では透過型砂防堰堤の整備を推進するとともに、佐久間ダムにおいては土砂の連続性を確保する対策の調査を行いました。また、沿岸において福田漁港から浅羽海岸にかけてのサンドバイパスに必要なパイプラインの設計等を実施しました。

さらに、黒部川においては、海岸地形変化等のモニタリングと土砂動態メカニズムの解明を目的として、平成13年から出水に合わせて宇奈月ダムと出し平ダムの連携排砂を実施しています。

○海域の水質改善に向け、2(2)にあるように、総量削減の推進、下水道の整備、海域におけるヘドロ除去等を行いました。特に、東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾においては「全国海の再生プロジェクト」として、各再生行動計画に基づき、陸域からの汚濁負荷の削減、海域の環境改善、環境モニタリングに取り組みました。

○陸域から海域に至る物質循環の回復や生態系の回復に資するため、河川上流域等において広葉樹林化等を進める漁場保全の森づくりをはじめとする森林の整備・保全を推進しました。また、離島の漁村集落による種苗の放流や藻場の管理等の取組を支援するとともに、漁業者が中心となって行う藻場・干潟の維持管理等の環境・生態系保全活動に関する支援手法を検討し、調査・実証事業を実施しました。

○河川を通じて海域に流入するゴミ等の削減を推進するため、河川巡視によるゴミの早期発見及び河川やダムに貯留した流木やゴミの処理に取り組むとともに、流域住民と連携した清掃活動の実施やゴミマップの作成、看板設置等の啓発活動を行いました。特にゴミマップについては、一級水系106水系で作成を完了しています。

また、国、自治体、市民等が連携して監視活動や一斉清掃等を行う、不法投棄撲滅運動を全国的に展開しました。

○名勝や優れた景観、貴重な生物の生息・生育空間等豊かで美しい環境を有する海岸の保全・回復に取り組むとともに、海辺を利用しやすくする施設や環境の整備を進め、地域の特徴を活かした階段護岸や緩傾斜堤防の設置等を行いました。

また、海岸を活かした地域の魅力を高めるため、広域的な一連の海岸において関係者が連携し海岸利用の活性化を図る場合に、利便施設の整備等が行えるよう、

平成20年度より制度の拡充を図りました。

## (2) 沿岸域における利用調整

○遊漁を含む海洋レジャーと漁業との共存を目指し、遊漁形態に応じたルール・マナーの啓発や釣り指導員の育成及び活動支援を実施するとともに、市街地に近い水域を対象に、安全な水域利用を通じた地域活性化に資するための検討手順や関係者の合意形成の留意点をとりまとめたガイドラインを作成し、平成20年4月に公表しました。

また、漁船とプレジャーボート等の秩序ある漁港の利用を図るため、漁業と海洋レジャーの連携方策を検討した上で、平成21年3月に漁港管理者向けマニュアルを作成するとともに、漁港を利用するプレジャーボートユーザー向けガイドブックを作成・公表し関係機関に配布しました。

## (3) 沿岸域管理に関する連携体制の構築

○第1部2(6)にあるように、海域管理に関して、地方公共団体がどのような手法により取り組んでいるかを把握するためのアンケートを行いました。

# 10 離島の保全等

## (1) 離島の保全・管理

○離島は管轄海域の保全、海上交通の安全確保、海洋観測の拠点等として重要であることから、海洋管理の視点から離島に必要な諸施策及び諸活動を支える拠点としてのあり方と必要な対応方策を検討するための調査を行いました。

○管轄海域の保全に重要な役割を有する離島を適切に管理する観点から、沖ノ鳥島の海岸を国が直接管理することを含め離島の海岸保全施設の整備を促進するとともに、見島等離島の低潮線の調査、鮫島への三角点の設置、奄美群島における大島や徳之島等の空中写真の撮影等を通じて離島の基本的な情報の収集を進めました。

○また、海難防止団体や漁業関係者等による海難防止の活動が着実かつ活発に推進されるようその支援を行いました。また、監視警戒態勢や救助体制の強化等のため、船舶・装備等の拡充を進める一方、沿岸住民の協力を得ながら沿岸の警戒を行いました。

○周辺に豊かな漁場を有する離島において、水産物の安定供給の拠点となる第4種漁港等の整備を推進するとともに、海洋の開発、利用等の推進にあたって海洋における活動の拠点としての離島の活用を積極的に推進する観点から、活動拠点としての離島のニーズや、海洋調査等の海洋での活動実態等についての検討・調査を進めました。

○特定の離島のみには生息する貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、小笠原諸島や奄美群島において、希少種・固有種の生存を脅かす外来生物等の捕獲・排除を実施しました。

## (2) 離島の振興

○我が国の外縁部に位置する有人の離島は、管轄海域の保全や海上の安全確保、海洋資源の開発・利用等の海洋の保全・管理に係わる役割を有しているほか、独特の自然環境の保全や国際交流の推進、豊かな自然環境を活かした癒しの空間の提供等の役割を有していることから、今後のこのような有人の離島に対する施策の検討に資するため、これらの国家的役割に関する調査を実施し、アンケートやヒアリングを通じて、海洋の保全・管理の観点からの有人の離島の重要な役割を明らかにするとともに、それらの評価を行いました。

○離島において、石油製品の運送コストの低減、供給の安定化を図るため、販売・卸売事業等の共同タンクの整備や、共同配送のためのローリー車等の購入及び自治体や流通関係者が策定した流通合理化計画等の調査に対して助成を行いました。

○離島住民が日常生活を営む上で必要不可欠な交通手段である離島航路に対して、その運航の結果生じる欠損に対する補助に加え、市町村等が主体となって施設の改良、乗継の円滑化等を図る取組に対し、「地域公共交通活性化・再生総合事業」を創設して支援を行いました。さらに、離島航路の運航の高度化を図るための実証調査を壱岐対馬航路等において実施し、燃料消費量の抑制等に資する運航時の操船技術の工夫や船舶設備等の改良による効果の検証を行いました。

○地域の自然環境や創意工夫を活かした地域の振興、活性化の取組について、エコツーリズム推進のノウハウ確立、人材育成等の島づくりに係る支援を推進するとともに、島の特産品の展示、伝統工芸体験など観光振興等の促進のための交流事業の開催や個性あふれる離島の特産品をアジア最大級の食品・飲料専門展示会に出展するなどの取組を行いました。また、海と関わる島々の自然や歴史・文化、暮らしなどを反映する景観を日本の『宝』として多くの人に知ってもらい、より多くの人々に島を訪れてもらうきっかけとするため『島の宝100景』を選定・公表しました。さらに、交流人口拡大による離島地域の活性化を図るため、市町村が実施する体験事業に必要な施設整備等を支援しました。

○離島の産業振興及び生活の基盤となる社会資本整備については、地域ごとに総合的な整備効果を効率的に発揮する観点から、地域の要望を十分に踏まえつつ、予算の一括計上により重点的な整備を実施しました。

## 1 1 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

### (1) 船員育成に関する連携・協力

- 世界的な船員不足が顕在化している中、高度な技能を有した質の高い外国人船員を確保・育成するため、日ASEAN交通大臣会合にて我が国が提唱し、承認された「日ASEAN船員共同養成プログラム」に基づき、平成21年3月12日、我が国とフィリピンとの間で、覚書を交わし、この覚書に基づき、日本側は技術・人的援助の提供などを行い、フィリピン側は民間・大学・訓練機関の協力を奨励するなどの取組を進めていくこととしました。

### (2) 水産資源に関する連携・協力

- 極東海域の水産資源の保存管理を日露両国が連携して推進するため、平成20年6月及び平成21年1月、日露関係省庁間会議を開催し、両国間の密漁・密輸出対策の協力の重要性を改めて確認するとともに、これまでの協力の現状を評価しました。

### (3) 海洋調査・海洋科学技術に関する連携・協力

- 国際海事機関（IMO）において、我が国の主導で議論が進められている国際海運からの温室効果ガス削減対策に関し、IMOから作業を受託した独立行政法人海上技術安全研究所及び財団法人シップ・アンド・オーシャン財団が参画する国際コンソーシアムが、2007年における国際海運からの二酸化炭素排出量が8億7,000万トンであり、地球全体の二酸化炭素排出量の約3%に相当することを初めて明らかにしました。
- 地球環境問題等の世界的課題の解決に寄与するため、海洋大気変動の長期観測、大気観測と海洋観測を組み合わせた集中観測を行うとともに、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書策定に資するための地球シミュレータによる研究を行いました。
- 国際的な連携・協力により海洋に関する調査、研究、情報共有等を行う政府間海洋学委員会（IOC）に係る国内の活動を推進するため、海洋の科学的調査に関する国内体制を強化するため、日本ユネスコ国内委員会自然科学小委員会IOC分科会のもと、IOC国内検討ワーキンググループを設置しました。

### (4) 海洋環境に関する連携・協力

- IMOにおいて、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書VI（大気汚染防止規則）の改正案が採択され、2016年より特定の海域での窒素酸化物の規制値を現行規制値から80%低減するという、我が国からの提案が盛り込まれました。
- 北海道洞爺湖サミットの際の日露首脳会談において、両国隣接地域の豊かな生態系の保全及び持続的な利用の協力を行うという両首脳間の合意を踏まえ、政府は、



オホーツク海における温暖化による流氷の減少等についての議論及び今後の協力の進展のため、日露双方の第一線研究者による、「オホーツク海生態系保全・日露協力シンポジウム」を平成21年3月に札幌市で開催しました。

- 平成20年には、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）メンバー国間における大規模な油流出事故発生時の具体的協力内容、手続き等を規定している「NOWPAP地域油流出緊急時計画」について、これまで油のみであった本計画の対象物質に、危険物質及び有害物質（HNS）が追加されました。

#### （5）海洋の治安対策・航行安全確保に関する連携・協力

- 関係各国との間で海洋の安全に関する協力関係を強化するため、平成21年3月に開催されたASEAN地域フォーラム海上安全保障会期間会合（ISM）の第1回本会合にて、我が国はインドネシア及びニュージーランドと共同議長を務めるとともに、海上安全保障の分野に関する各国の教訓・反省等を取りまとめた「ベスト・プラクティス集」の作成を提案しました。
- 平成20年9月にニュージーランドにて開催された同国主催の拡散に対する安全保障構想（PSI）海上阻止訓練に、海上自衛隊の哨戒機2機のほか、警察・税関からなる貨物検査チーム等を派遣し、訓練の成功に大きく貢献しました。  
また、アジア各国の海上保安機関や港湾管理主体との連携・協力を推進するため、海洋の治安や港湾の保安を確保するためのテロ対策訓練や港湾保安訓練を実施しました。

#### （6）防災・海難救助支援に関する連携・協力

- 我が国は、捜索救助に関する国際ワークショップを平成18年度より3カ年計画で開催しており、最終年度となる平成20年度には、IMO、米国沿岸警備隊、フィリピン沿岸警備隊など、2つの国際機関及び11の政府機関の参加を得て、捜索救助のための人材育成や各国の取組等に関する情報交換を行い、各国の救助調整本部間の連携・協力の促進・強化、専門家間の人的ネットワークの構築に取り組みました。
- 沿岸各国の津波・高潮等による災害の防止を支援するため、独立行政法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センターにおいて、国内外の関連機関と連携を図りつつ、津波・高潮を含む世界の水関連災害の防止、軽減に関する研究に取り組みました。

## 1 2 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

- 海の魅力と重要性を再認識し、新たな海洋立国を目指すことを目的として、海洋基本法が制定されて初めてとなる「海の日」記念式典・シンポジウムを平成20年

7月18日に開催しました。また、新たに「海洋立国推進功労者表彰」（内閣総理大臣表彰）を創設し、8名（2団体を含む）の方が第一回表彰者として受賞されました（トピックス（1）－③参照）。

- 内閣官房総合海洋政策本部事務局のホームページを活用し、海洋基本計画の策定等に関する情報を情報発信するとともに、「海洋情報のリンク集」を設け、政府関係諸機関の発信する海洋情報が一覧できるような工夫を行いました。
- 文部科学省中央教育審議会において取りまとめられた「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（平成19年1月文部科学省中央教育審議会答申）を踏まえ、海洋基本法の趣旨も反映して、平成21年3月に高等学校の教科「水産」等の学習指導要領の見直しを行いました。
- 文部科学省と農林水産省の連携による「地域産業の担い手育成プロジェクト」事業により、水産高校と地域の漁業・水産業界が連携して、現場実習等を通じて、次世代の担い手育成の取組を推進しました。平成20年度においては、全国で5カ所の地域で取組を行うとともに、平成21年度以降に本取組の事例集を作成し、普及啓発を図っていくこととしております。
- 平成20年3月に閣議決定された海洋基本計画につき、講演等を通じてわかりやすく普及に努めるほか、教育現場で活用されることを狙いとした「子ども海洋基本計画」を作成しました。
- 都市と漁村との交流活性化、エコツーリズムの推進等をはじめ、全国各地において、練習船等への体験乗船、各種海洋産業の施設見学会や職場体験会、海の仕事をつかりやすく紹介したポータルサイト「海の仕事.com」による情報発信、海岸清掃活動、海洋安全や海洋環境保全についての啓発活動、研究機関における公開セミナー等の取組を行いました。